

クレジット・サラ金事件報酬基準

(標記金額は全て消費税を含んでいます)

神田お玉ヶ池法律事務所におけるクレジット・サラ金事件 (消費者及び零細事業者に関する債務整理事件) 報酬基準は以下のとおりです。弁護士会のクレジット・サラ金報酬基準と基本的に同じですが、実費の定額化等の変更をしています。

1. 任意整理・違法高利業者の任意整理

(1) 着手金・実費

(a) 債権者 1 社から 2 社までの場合 52,500 円

(b) 債権者 3 社以上の場合 21,000 円 × 債権者数

ただし、同一債権者でも別支店の場合は別債権者とする。

(c) 実費は、債権者 1 社当たり 1,050 円

(2) 報酬金

1 債権者について 21,000 円に下記金額を加算した金額とする。個々の債権者と和解が成立する都度、当該債権者に対する報酬金は発生する。

(a) 減額報酬金

債権者主張の元金請求を免れたときは、請求を免れた元金額の 10.5% 相当額 (含消費税)

(b) 過払金報酬金

過払金の返還を受けたときは、前記 (a) の減額報酬金の外に、交渉によるときは返還を受けた過払金の 21% 相当額、訴訟によるときには (訴訟上の和解及び取下げを含む。) 返還を受けた過払金の 25.2% 相当額の過払金報酬金 (含消費税)。訴訟実費 (印紙代、郵券代、謄本取得費用、コピー通信費等) は別途。

(3) 分割弁済金代理送付手数料

金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,050円

- (4) 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。
- (5) 前各項にかかわらず、債権者の中に商工ローン業者(中小事業者に対して比較的多額の高金利貸付を主要な業務内容とする貸金業者)及び不動産担保権を有する業者が含まれる任意整理事件については、商工ローン業者等1社について52,500円として(1)の着手金及び(2)の報酬金を算定し、かつ、着手金の最低額は105,000円とする。

2. 自己破産

(1) 着手金・実費

(a) 債務金額が1000万円以下の場合 債権者数に応じて次の金額

10社以下 210,000円

11社から15社まで 262,500円

16社以上 315,000円

(b) 債務金額が1000万円を超える場合

債権者数にかかわらず 420,000円

(c) 夫と妻、親と子等関係のある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、1人当たりの金額は、(a)については52,500円を、(b)については105,000円を各々減額した金額を、お客様は支払う。会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とする。

(d) 実費(予納金・郵券代・コピー代通信費)は、

債権者15社までは40,000円

債権者16社以上は50,000円

管財人費用は原則として、20万円

(2) 報酬金

免責決定が得られた場合、同時廃止手続きの時は 52,500 円、管財手続きの場合 105,000 円。また、過払金の返還を受けたときには、交渉による場合、訴訟による場合の区別により、第 1 項(2)(b)の過払金報酬金、及び過払金額を超えない範囲で破産着手金と同額までの免責による成功報酬額を、お客様は支払う。

(3) 任意整理から自己破産へ移行した場合

任意整理案の提示前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、自己破産の着手金のみとする。

任意整理案の提示後、任意整理完了前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、任意整理の着手金及び報酬金と別途に自己破産の着手金を、お客様は支払う。

3. 個人再生

(1) 着手金・実費

(a) 住宅資金特別条項を提出しない場合 315,000 円

(b) 住宅資金特別条項を提出する場合 420,000 円

(c) 実費(印紙代、郵券代、コピー代通信費) 50,000 円

個人再生委員費用 15 万円

(2) 報酬金

(a) 債権者数が 15 社までの場合 315,000 円

(b) 債権者数が 16 社 ~ 30 社の場合 420,000 円

(c) 債権者数が 31 社以上の場合 525,000 円

(3) 分割弁済金代理送付手数料

金融機関の送金手数料を含め、1 件 1 回 1,050 円。

(4) 交渉または訴訟によって過払金を回収したときは、過払金報酬金

4. 日当

(1) 応訴の場合 (任意整理、自己破産、個人再生に共通)

債権者からの提訴に対する応訴の必要上、弁護士が裁判所に出頭する場合、1回10,500円以内の日当を、お客様は支払う。

裁判所が遠隔地の場合の日当は、通常の報酬基準による。

(2) 自己破産、個人再生

申立裁判所が遠隔地の場合、申立裁判所への出頭1回につき31,500円の日当を、お客様は支払う。

5 . 債権者に対し慰謝料請求訴訟等を提起し、差押・仮差押に対抗するため提訴・申立等を行う場合は、当事者が協議の上で別途定める。

6 弁護士費用等の支払方法

協議の上で、分割払いにすることができます。

7 注意規定

弁護士報酬 (着手金及び報酬金) は、お客様の生活状態や資力 (法テラスの民事援助対象者で当たるかも含む。) 等の事情を考慮して、金額、支払時期、分割方法を協議する。

以上